

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年1月13日（金） 9：21～9：32

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
金田勝年 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸川珠代 国務大臣
欠席者：安倍晋三 内閣総理大臣
松野博一 国務大臣（文部科学大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官
欠席者：萩生田光一 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 政令 2件
- 人事 5件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、杉田副長官から御説明申し上げます。

○杉田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「ブルガリア国」及び「英国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、1月18日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「パプアニューギニア国」及び「レバノン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令2件について、御決定をお願いいたします。まず、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」は、国保法等一部改正法の施行に伴い、市町村の保険料の賦課に関する基準等について所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「道路法施行令の一部を改正する政令」は、国が管理する指定区間内の国道に係る占用料の額を固定資産税評価額の変動等に鑑み改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、高市総務大臣がマレーシア国政府要人との会談等のため16日から18日まで、塩崎厚生労働大臣が経済協力開発機構保健大臣会合及び世界経済フォーラム年次総会出席等のため16日から19日まで、世耕経済産業大臣がワールド・フューチャー・エナジー・サミット出席等のため明日から17日まで、石井国土交通大臣が英国及びトルコ国政府要人との会談並びに世界経済フォーラム年次総会出席等のため15日から19日まで、加藤内閣府特命担当大臣がフィンランド国政府要人との会談及び世界経済フォーラム年次総会出席等のため16日から19日まで、山本内閣府特命担当大臣がフランス国政府要人との会談及び世界経済フォーラム年次総会出席等のため15日から19日まで、丸川国務大臣がロンドンオリンピック関係者との会談及び世界経済フォーラム年次総会出席等のため明日から19日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、弁護士・早稲田大学大学院教授山口厚及び元英国駐箚特命全権大使林景一を最高裁判所判事に、東京高等裁判所判事小林昭彦を高等裁判所長官に、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、法務省及び警察庁人事といたしまして、入国管理局長井上宏が最高検察庁へ転出し、その後任に、最高検察庁検事和田雅樹を、生活安全局長種谷良二が退官し、その後任に、警視庁副総監山下史雄を、情報通信局長川邊俊一が退官し、その後任に、長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官村田利見をそれぞれ充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

次に、鈴木久喜外197名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・豪物品役務相互提供協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、平和安全法制に基づく新たな物品役務提供を含む日本国とオーストラリア国防軍との間における物品役務提供について、基本的な条件を定めるものであります。なお、明

日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「日米地位協定の軍属補足協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本協定は、両国の間で、日米地位協定を補足する枠組みを設けることにより、在日米軍の軍属に対する管理・監督が一層強化されることを内容とするものであります。なお、16日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をベトナム及びモロッコとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。ベトナムとの書簡は、「気候変動対策支援プログラム」に100億円を、モロッコとの書簡は、「海洋・漁業調査船建造計画」に約54億円をそれぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、16日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣臨時代理たる麻生副総理から御発言がございます。

○麻生国務大臣：高市大臣、塩崎大臣、世耕大臣、石井大臣、加藤大臣及び山本幸三大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、山本公一大臣を総務大臣の臨時代理に指定するとともに、マイナンバー制度担当大臣の事務代理を命じ、金田大臣を厚生労働大臣の臨時代理に、石原大臣を経済産業大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理を命じ、山本有二大臣を国土交通大臣の臨時代理に指定し、鶴保大臣に少子化対策及び男女共同参画担当大臣の事務代理を、松本大臣に地方創生及び規制改革担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

平成29年
1月13日 (金)

◎一般案件

- 資料なし ☆ブルガリア国特命全権大使ボリスラフ・コストフ外1名の接受について（決定）（外務省）
- 〃 ☆パプアニューギニア国駐箚特命全権大使中嶋敏外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使松本盛雄外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

◎政令

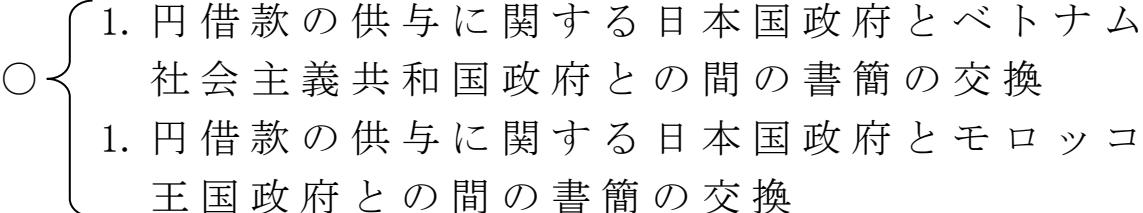
- 資料あり ○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○道路法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）

◎人事

- 資料なし ☆総務大臣山本早苗（高市早苗）外6名の海外出張について（了解）
- 資料あり ○山口 厚を最高裁判所判事に、判事小林昭彦を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
- 〃 ○林 景一を最高裁判所判事に任命することについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆静岡大学名誉教授鈴木久喜外197名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

◎一般案件

- 資料あり ○ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間に
おける物品又は役務の相互の提供に関する日本国
政府とオーストラリア政府との間の協定の署名に
ついて（決定）（外務省）
- 〃 ○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安
全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補
足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱
いについての協力に関する日本国政府とアメリカ
合衆国政府との間の協定の署名について（決定）
(同上)
- 〃 ○ 
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とベトナム
社会主義共和国政府との間の書簡の交換
 - 1. 円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ
王国政府との間の書簡の交換について（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕